

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年4月28日 午前9時30分

場 所 三条東公民館 多目的ホール1

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議第 6号 農地の公売（買受）適格者証明願について

- 報告事項 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
報第 2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
報第 3号 作付変更届について
報第 4号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|------------|------------|
| 1番 野崎文夫委員 | 3番 小川弘樹委員 |
| 4番 渡邊勝夫委員 | 5番 田邊敦子委員 |
| 6番 三師満夫委員 | 7番 五十嵐秀一委員 |
| 8番 小林茂宏委員 | 9番 坂井浩行委員 |
| 10番 原田勝委員 | 11番 渡邊一英委員 |
| 12番 廣川哲也委員 | 13番 清野秀作委員 |
| 14番 佐藤秀樹委員 | 15番 佐藤一富委員 |
| 16番 藤田吉則委員 | 17番 熊倉睦委員 |
| 18番 田邊稔委員 | 19番 佐藤裕雄委員 |

農業委員欠席委員 1名

- 2番 阿部眞佐雄委員

推進委員出席委員 18名

- | | |
|---------|-------|
| 飯塚栄三千委員 | 稲田守委員 |
| 井上利弥委員 | 内山清委員 |

内 山 敏 雄 委員	大 桃 伸 之 委員
刈 屋 一 夫 委員	蒲 澤 利 嗣 委員
蒲 澤 正 委員	北 澤 正 之 委員
栞 原 一 郎 委員	捧 幸 伸 委員
長谷川 淨 二 委員	原 田 孝 一 委員
松 岡 博 一 委員	吉 田 精 一 委員
吉 田 昇 委員	渡 邊 正 委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	阿 部 勝 峰
経 営 基 盤 係 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 事	赤 塚 由 依
経 営 基 盤 係 一 般 任 用 主 事	味 田 佐 恵 子

傍聴人 1名

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時34分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

これより4月の定例総会を開催したいと思います。

（挨拶 略）

最初に、出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席18名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、2番、阿部眞佐雄委員はやむを得ず東京を往来した後十分な自宅待機期間が取れないため、本日欠席の連絡がございましたことを皆様に御連絡を申し上げます。

そして、なお今後の予定なんですが、今回の解散式は中止となりまして、5月6日の面識会も中止にすることになりました。まずもって連絡を申し上げます。

これより会議に入りたいと思います。議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。5番、田邊敦子委員、19番、佐藤裕雄委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に皆さんにお諮りしたいと思います。議第2号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいて議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明いたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

1ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積2,221平米であります。

なお、先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

1番、岩淵地内の農地1筆、2,221平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

7ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定20件、面積5万6,964.21平米であります。

それでは、戻りまして2ページ、2番から順に説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

2番から5ページの16番までの15件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

2番は、新保地内ほかの農地3筆、2,181平米。

3番は、柳沢地内の農地2筆、2,062平米。

4番は、吉田地内の農地1筆、2,226平米。

5番は、吉田地内の農地1筆、1,741平米。

6番は、吉田地内の農地1筆、835平米。

7番は、棚鱗地内の農地2筆、4,627平米。

8番は、鹿峠地内の農地6筆、8,467平米。

9番は、中浦地内の農地9筆、4,071平米。

4ページをお願いします。

10番は、新屋地内の農地3筆、3,297平米。

11番は、吉田地内の農地1筆、662平米。

12番は、吉田地内の農地1筆、989平米。

13番は、鹿峠地内の農地2筆、920平米。

14番は、鹿峠地内の農地2筆、2,317平米。

15番は、北入蔵二丁目地内の農地1筆、991平米。

16番は、長沢地内の農地17筆、7,793.21平米。

以上15件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次のページ、17番から7ページの21番までの5件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に10年間利用権設定をするものであります。

それでは、17番から順に御説明いたします。

17番は、栗林地内の農地10筆、8,744平米。

18番は、井栗地内の農地2筆、1,430平米。

19番は、上保内地内の農地4筆、1,543平米。

20番は、下保内地内の農地1筆、1,037平米。

21番は、大島地内の農地1筆、1,031平米。

以上5件は、新潟県農林公社が新規に10年間利用権設定をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告を願います。

なお、先ほど申し上げましたように第3調査部会長が欠席でありますので、代わって部会長代理から報告をいただきますので、第3調査部会長代理は佐藤代理の隣に着席を願います。

18番、田邊稔委員。

第3調査部会長代理（18番田邊 稔委員）

今会長のほうから報告のとおり、今日第3調査部会長欠席のため、18番、田邊が代理で報告いたします。座らせていただきます。

それでは、第3調査部会の調査結果について御報告をいたします。

第3調査部会では、4月の23日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、佐藤会長代理の出席の下、会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全件について意見決定を経て、午前10時15分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転1件、新規設定20件、合計件数21件、面積5万9,185.21平方メートルで、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権を設定をする案件以外の16件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権を設定する5件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言につきましては、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

8ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定4件、面積1万3,785平米であります。

1番から順に御説明いたします。

なお、これまで議第2号参考といたしまして、借受け希望者リストを送付させていただきましたが、比較的毎月の移動が少ないことから、今後半年に1回程度参考送付させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、配分計画（案）を御説明いたします。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、栗林地内の農地10筆、8,744平米。

2番は、井栗地内ほかの農地3筆、2,467平米。

3番は、上保内地内の農地4筆、1,543平米。

4番は、大島地内の農地1筆、1,031平米。

以上4件は、それぞれ記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

18番、田邊稔委員。

第3調査部会長代理（18番田邊 稔委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定4件、面積では1万3,785平方メートルで、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地利用の効率化及び高度化促進を図る観点から、異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

9ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積234平米であります。

1番は、鬼木地内の農地1筆、234平米を譲受人の希望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

18番、田邊稔委員。

第3調査部会長代理（18番田邊 稔委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、面積234平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

10ページを御覧願います。今月の申請は2件で、面積1,047平米であります。

1番は、東裏館三丁目地内の農地1筆、156平米を既存宅地1.67平米と一体利用し、通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条警察署北西200メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

2番は、須頃三丁目地内の農地1筆、891平米をコインランドリー1棟及び駐車場15台の用地として利用したいものです。場所につきましては、石上大橋西詰の須頃三南交差点東側100メートル付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

18番、田邊稔委員。

第3調査部会長代理（18番田邊 稔委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数2件、面積1,047平方メートルで、書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

12ページを御覧願います。今月の申請は7件で、合計面積3,193平米であります。

11ページにお戻りを願います。

1番は、興野一丁目地内の農地1筆、821平米を売買により取得し、診療所1棟及び駐車場20台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、第二中学校北西隣接地で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

2番は、西四日町四丁目地内の農地1筆、263平米を使用貸借権の設定により住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、県央工業高校北側30メートル付近で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

3番は、大宮新田地内の農地1筆、1,025平米を賃貸借権の設定により駐車場35台の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市金属工業団地内、株式会社サンカ本社東側隣接地で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

4番は、下保内地内の農地3筆、281平米を使用貸借権の設定により住宅1棟及び車庫1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、道の駅庭園の郷保内南側500メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

12ページをお願いします。

5番は、長嶺地内の農地1筆、82平米を売買により取得し、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所に

つきましては、県央寮西側270メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

6番は、上須頃地内の農地2筆、247平米を売買により取得し、貸し駐車場10台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条商工会議所南東310メートル付近で、都市計画用途地域の商業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

7番は、栄荻島地内の農地1筆、474平米を使用貸借権の設定により住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、栄中央小学校南側770メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

18番、田邊稔委員。

第3調査部会長代理（18番田邊 稔委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数7件、面積3,193平方メートルで、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。何か御意見ございませんか。せっかく最後の総会でございますので、何か御意見ございませんか。

しばらくにして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地の公売（買受）適格者証明願について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第6号『農地の公売（買受）適格者証明願について』御説明いたします。
13ページを御覧願います。今月の申請は1件であります。

買受適格者証明願につきましては、平成30年12月総会以来になりますので、買受適格者証明願について、簡単に御説明させていただきます。

買受適格者証明願の説明の前に公売について御説明させていただきます。公売とは、官公庁が滞納税金の回収のために行うもので、これに対して民事上の債権の回収のために債権者が裁判所に申し立てて行われるものが競売となります。

それでは、改めまして買受適格者証明願について説明させていただきます。通常の不動産の公売、競売の場合は、買受け申出者のうち最も高い価格を提示した買受け申出者が落札することになりますが、農地の公売、競売の場合には落札者が決まっても、その者が農地法第3条第1項または第5条第1項の規定による権利移動の許可を受けなければ所有権を移転することができません。そのため、農地の公売、競売の場合には、買受けの申出ができる者を買受適格者証明書を有している者に限定する扱いがなされています。買受適格者証明書の交付は、農地法第3条第1項または第5条第1項の許可の手に準じて行うことになっておりますので、農地の公売や競売に参加しようとする者は農業委員会に証明願を提出し、農業委員会は農地法第3条第1項または農地法第5条第1項の許可ができるか否かを判断し、許可が適当であるとされた者に対して証明書を交付しています。

この証明書は、農地法第3条第1項または第5条第1項の許可そのものではありませんので、公売や競売の結果、落札することができた者は、農地法第3条第1項または農地法第5条第1項の許可の手に改めて行う必要がありますが、証明の交付の時点で実質的な判断が済んでいることから、許可申請書の添付書類などが省略できることになっております。

それでは、議案を御説明いたします。今回適格者証明願が出されている案件は、農地法第5条第1項の規定による許可を要する案件1件で、公売となる農地は西本成寺一丁目地内の農地1筆、193平米で宅地分譲1区画の用地として利用したいものです。場所につきましては、県央工業高校北側50メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。公売実施機関は関東信越国税局で、公売入札期間は令和3年5月13日から令和3年5月20日で、最低売却価格は〇〇〇円であります。

説明は以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

18番、田邊稔委員。

第3調査部会長代理（18番田邊 稔委員）

議第6号『農地の公売（買受）適格者証明願について』は、件数1件、願い出者1名

の申請について書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地法第5条の許可要件を満たしており、適格者証明願は適当と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

3番、小川委員。

3番（小川弘樹委員）

願い出者の内容の証明番号というのは、これで決したときに番号が発行されるという理解でよろしいのでしょうか。証明番号の番号が空欄になっておりますので。

事務局（阿部事務局長）

議案が議決されてから入る番号になりますので、もしこのまま議決されれば何番かが入る予定になっております。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。なお、買受適格者証明の交付を受けた者が最高落札人となり、農地法第5条申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第3調査部会長代理は自席へお戻りください。どうも御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

それでは、報第2号から報第4号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思ひます。
御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

それでは、長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。
以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時29分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 5 番）

議事録署名委員（ 1 9 番）
